

○道路の状況を把握するために設置する撮影機器により収集し、及び記録した個人情報
の取扱要綱

令和6年2月20日

(目的)

第1条 この取扱要綱は、岡山市長が所管する公用車（以下「公用車」という。）に道路の状況を把握するための撮影機器を設置することで収集及び記録された画像等の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この取扱要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 撮影機器 公用車に設置し、画像及び運行情報を取得する装置をいう。
- (2) データ 撮影機器により収集及び記録された画像及び運行情報をいう。
- (3) 記録媒体 データを記録することができる電磁的記録媒体をいう。
- (4) 管理責任者 撮影機器及び記録媒体並びにデータ（以下「撮影機器等」という。）を管理する者をいう。
- (5) 操作取扱者 管理責任者が指定する道路港湾管理課の職員であつて、撮影機器等を操作するものをいう。

(管理責任者等)

第3条 撮影機器等の管理運用を適正に行うため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、道路港湾管理課長がこれに当たるものとし、この取扱要綱に基づき適正な運用を図らなければならない。
- 3 撮影機器等の取扱いは、管理責任者及び操作取扱者（以下「管理責任者等」という。）が行うものとし、管理責任者は、操作取扱者以外の者に撮影機器等の取扱いをさせてはならない。
- 4 管理責任者は、操作取扱者にこの取扱要綱を遵守させなければならない。

(運転者の責務)

第4条 撮影機器が設置された公用車を運転する者（以下「運転者」という。）は、当該公用車を離れて車内を無人にする際には、当該公用車に必ず施錠し、また当該公用車に戻った際には撮影機器及び記録媒体に異変がないことの確認を必ず行うものとする。

2 運転者は、前項の確認により撮影機器が設置されていないと認めた場合は、直ちに管理責任者へ報告するものとする。

3 運転者は、撮影機器の操作及び着脱並びにデータの閲覧を行ってはならない。

（データの取扱い）

第5条 管理責任者等は、データ及び記録媒体の取扱いに関し次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) データは、記録媒体に記録することとし、撮影機器本体には記録しない。

(2) 記録媒体は、岡山市情報セキュリティポリシーに適合するものを使用する。

（データの利用目的等）

第6条 データの利用目的は、市が管理する道路の状況を把握するためとする。

2 データを利用又は外部へ提供できる場合は、前項に該当する場合及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第69条第2項に基づく場合に限る。

3 前項の規定によりデータを外部へ提供したときは、撮影機器により記録されたデータの外部提供記録（様式）を作成し、保管しなければならない。

（法及び条例との適用関係）

第7条 データの取扱いに関しては、この取扱要綱に定めがあるもののほか、法、岡山市個人情報保護法施行条例（令和5年市条例第2号）及び岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の定めるところによる。

附 則

この取扱要綱は、令和6年2月20日から施行する。

様式（第6条関係）

撮影機器により記録されたデータの外部提供記録

所管課：

担当者：

受 付 年 月 日		
提 供 先	氏 名 又 は 団 体 名	
	住 所 又 は 所 在 地	
	責 任 者（代 表 者） 名 ※ 法 人 の 場 合 に 限 る	
	連 絡 先	
データ提供の理由		
請 求 根 拠		
提 供 年 月 日		
提供データの内容	撮 影 機 器 搭 載 車 車 両 番 号	
	撮 影 日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
保 存 媒 体		
そ の 他		